

2021年度東京都消費者月間事業に関する協定

東京都（以下「甲」という。）と、東京都消費者月間団体連絡会議（以下「乙」という。）は、2021年度東京都消費者月間事業「くらしフェスタ東京2021」（以下「事業」という。）について、以下のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、消費者意識の啓発、消費者団体相互の連携強化、消費者と事業者及び行政の協働の推進を目的として開催する事業を、甲及び乙が共同して実施するために必要な事項を定めるものである。

（協定期間）

第2条 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

（実行委員会の設置）

第3条 甲及び乙は、事業を共同して実施するため、実行委員会を設置する。

- 2 実行委員会に関し必要な事項は、別途定める。
- 3 実行委員会に甲及び乙で構成する事務局を設置する。

（実施計画）

第4条 実施計画は、実行委員会において企画し、作成する。

（収支予算）

第5条 実施計画に基づく収支予算は、実行委員会において作成する。

（業務分担）

第6条 甲は、次に掲げる業務を分担する。

- (1) 会場及び事務所の提供に関すること。
- (2) 広報（甲が自ら行うものに限る。）に関すること。
- (3) 事業への出展に関すること。
- (4) 実行委員会事務局の庶務事務等の補助に関すること。

2 乙は、次に掲げる業務を分担する。

- (1) 事業の普及活動に関すること。
- (2) 事業への出展に関すること。

（経費の分担）

第7条 事業に要する経費は、甲及び乙の分担金、協賛金等をもって充てる。

- 2 事業に要する経費は、実行委員会の収支予算に基づき、甲及び乙が分担する。
- 3 甲及び乙は、それぞれの予算の範囲内で分担金を支出する。

(分担金の交付時期等)

第8条 甲及び乙は、分担金を、実行委員会委員長の請求により、実行委員会の開催、実施計画の策定等事業執行状況に応じて、その請求内容を精査の上、支出するものとする。

2 前項に基づく甲からの分担金の支出は、原則として、四半期ごとの年4回の概算払いとする。

3 実行委員会は、分担金の交付を受けようとするときは、分担金交付申請書（別紙1）及び誓約書（別紙2）に、次に掲げる書類を添付して、東京都知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。

- (1) 令和3年度 事業計画書及び収支予算書
- (2) 令和3年度 事業執行計画書
- (3) その他知事が必要と認める書類

(会計検査等)

第9条 甲及び乙は、必要と認めるときは、会計経理に関し、実行委員会に報告を求め、又は帳簿書類その他の物件の検査を行うことができる。

(交付金の請求)

第10条 乙は、交付金の支払を受けようとするときは、第8条2項に定める時期ごとに、請求書（別紙3）を甲に提出しなければならない。

2 甲は、1の請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、交付金の支払を適当と認めたときは、これを支払うものとする。

(報告及び精算)

第11条 事業が終了したときは、実行委員会に対して、速やかに収支決算書を添付した実績報告書を甲及び乙に提出させるものとする。

2 事業終了後、分担金に残金が生じた場合は、甲及び乙は、実行委員会に対し、それぞれの分担割合に応じて返還させるものとする。

(解除)

第12条 甲は、乙の事業執行上、甲の共催事業としてふさわしくない行為があったとき又は乙の構成団体の代表者、役員若しくはその他の構成員に暴力団員等に該当する者があったときは、この協定を解除することができる。

2 前項の規定に基づき、甲がこの協定を解除したため乙に損害が生じても、甲は、その賠償の責めを負わない。

(協議)

第13条 この協定について、疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 事業の実施に関し、この協定に定めるもののほか、必要な事項は実行委員会が定める。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有する。

令和3年 4月 1日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
甲 東京都
代表者 東京都知事 小池百合子

東京都新宿区神楽河岸1番1号セントラルプラザ
乙 東京都消費生活総合センター内
東京都消費者月間団体連絡会議
代表者 会長 谷茂岡正子